

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年2月8日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

篠田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第1号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第33号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「令和2年度及び令和3年度」を「令和4年度及び令和5年度」に改める。

第11条中「64万円」を「66万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。